

新潟県条例第22号

義務教育学校の設置のための関係条例の整理に関する条例

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは前項の職員のうち校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第24条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長、<u>副校長</u>及び教頭の職にあるものについては、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第29条の4 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) 教育職給料表</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教育職給料表(二) (略)</p> <p>備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは前項の職員のうち校長、教頭、主幹教諭、教諭、<u>養護教諭</u>、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第24条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長及び教頭の職にあるものについては、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第29条の4 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) 教育職給料表</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教育職給料表(二) (略)</p> <p>備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校<u>及び中学校</u>に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表</p>

イ (略)

ロ 教育職給料表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師 (2級の項第2号に掲げる講師を除く。)の職務
2級	(1) 小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) 小学校、中学校又は義務教育学校の講師 (日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。)の職務
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

ハ・ニ (略)

イ (略)

ロ 教育職給料表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師 (2級の項第2号に掲げる講師を除く。)の職務
2級	(1) 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) 小学校又は中学校の講師 (日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。)の職務
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務
3級	小学校又は中学校の教頭の職務
4級	小学校又は中学校の校長の職務

ハ・ニ (略)

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和46年新潟県条例第50号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。	(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
2 (略)	2 (略)

(職員の特務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特務手当に関する条例 (平成12年新潟県条例第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が2級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。	(教員特殊業務手当) 第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が2級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
2 (略)	2 (略)
(多学年学級担当手当) 第33条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が2級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。	(多学年学級担当手当) 第33条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又

義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師のうち人事委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。

2 (略)

(教育業務連絡指導手当)

第34条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。

2 (略)

(兼務授業担当手当)

第37条 兼務授業担当手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) (略)

(2) 本務とする学校(小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校にあつては、本校及び分校はそれぞれ一の学校とみなす。)以外の学校における授業(本務とする学校と一貫した教育を施す中学校又は高等学校その他これらに相当するものとして人事委員会規則で定める学校における授業を除く。)、面接指導又は添削指導の業務

2 (略)

は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師のうち人事委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。

2 (略)

(教育業務連絡指導手当)

第34条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。

2 (略)

(兼務授業担当手当)

第37条 兼務授業担当手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) (略)

(2) 本務とする学校(小学校、中学校及び特別支援学校にあつては、本校及び分校はそれぞれ一の学校とみなす。)以外の学校における授業(本務とする学校と一貫した教育を施す中学校又は高等学校その他これらに相当するものとして人事委員会規則で定める学校における授業を除く。)、面接指導又は添削指導の業務

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。